



厚生労働省北海道労働局発表
平成30年7月19日

担当

厚生労働省
北海道労働局雇用環境・均等部指導課
課長 八島 寿春
副主任雇用環境改善・均等推進指導官
後藤 勝利
代表電話 011(709)2311 (内線 3577)
直通電話 011(709)2715

報道関係者各位

I くるみん認定企業が増えました

～認定通知書交付式を7月25日（水）北海道労働局にて開催～

北海道労働局（局長 ^{ふくし わたる} 福士 亘）は、平成30年6月6日付けでSCSK北海道株式会社（代表取締役 石丸 清文）、及び平成30年6月27日付けで株式会社HDC（代表取締役 西山 秀樹）を、行動計画に定めた目標を達成するなど一定の要件を満たした子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」企業に認定しました。

これにより、道内のくるみん認定企業は39社となり、子育てサポート企業が着々と増加しています。

なお、認定通知書交付式を次のとおり行います。

SCSK北海道株式会社

所在地：札幌市
従業員数：135名（女性26名）
業種：情報サービス業



株式会社HDC

所在地：札幌市
従業員数：379名（女性70名）
業種：情報処理サービス業



認定通知書交付式

日時：平成30年7月25日（水）午前10時～
場所：北海道労働局 局長室
（札幌市北区北8条西2丁目1番1号
札幌第一合同庁舎9階）

※当日の取材は、北海道労働局雇用環境・均等部指導課 後藤までご連絡ください。

II 働き方改革の企業トップへ働きかけを実施します

～7月25日（水）北海道労働局にて開催～

北海道においては、少子高齢化等により、全国より10年早く人口減少局面に入っており、生産年齢人口の減少が続いています。

このような中で、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、多様な働き方ができる職場環境の整備や男女労働者が仕事と家庭を両立させ充実した職業生活を営むことができる職場づくりが求められています。

北海道労働局におきましては、「働き方改革」に向けた北海道全体の気運の醸成を図るとともに、労使団体や企業トップへの働きかけを通じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組んでいます。

今般、子育てサポート企業として「SCSK北海道株式会社」、及び「株式会社HDC」を、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」企業に決定し、認定通知書交付式を行います。

この機会に、両社に対し「働き方改革」に向けた取組を、今後より一層進めていただきたく要請することとしました。

〈添付資料〉

- ・SCSK北海道株式会社における取組概要
- ・株式会社HDCにおける取組概要
- ・北海道内の「くるみん認定」企業一覧（平成30年6月30日現在）
- ・「働き方」が変わります！！

S C S K 北海道株式会社における取組概要

(くるみん認定)

1 行動計画期間

平成28年4月1日 ～ 平成30年3月31日

2 取組概要

男性及び女性の育児休業取得や所定外労働の削減のための措置などの認定基準を満たしたほか、社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の取組を行いました。

- (1) 男性社員の育児休業取得を促進する目標を定めたうえで育児休業規則を改定し、子が小学校に就学する年度に達するまでの間に3年を限度として最大6回まで分割して育児休業を取得できるようにした結果、認定基準の「配偶者が出産した男性労働者数に対する育児休業等をした者の割合が7%以上である」について、15%の取得割合となりました。

(実績)

$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等を取得した者の数}}{\text{計画期間内に配偶者が出産した者の数}} = \frac{2\text{名}}{13\text{名}}$$

- (2) 所定外労働の削減のための措置として、平均残業時間を月20時間以内にする目標を定めたうえで、各課単位の毎月の平均残業時間数をグラフ化し一覧にして社内で情報共有するなど、積極的な対策を行いました。

(実績)

平成30年度平均残業時間17.8時間を達成。

- (3) 平成28年度より在宅勤務規則を策定し、業務見直しによる生産性向上、通勤や準備時間の削減による個人の時間の有効活用、育児・介護と仕事との両立支援を促進しています。

株式会社HDCにおける取組概要

(くるみん認定)

1 行動計画期間

平成27年10月1日 ～ 平成30年3月31日

2 取組概要

男性及び女性の育児休業取得や所定外労働の削減のための措置などの認定基準を満たしたほか、社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の取組を行いました。

- (1) 行動計画期間内に、男性の育児休業取得者を1人以上とすることと、女性の育児休業取得率を80%以上にすることを目標に定め、該当社員及びその所属上長へ働きかけを行った他、新人社員研修でも説明を行い、認定基準の「配偶者が出産した男性労働者数に対する育児休業等をした者の割合が7%以上である」について、12%の取得割合となりました。

(実績)

$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等を取得した者の数}}{\text{計画期間内に配偶者が出産した者の数}} = \frac{1 \text{ 名}}{8 \text{ 名}}$$

- (2) 働き方改革・業務効率化プロジェクトチームを作り、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上となるよう目標を定め、年次有給休暇に関する意識アンケートの実施や夏休み冬休みの長期休暇を促し、年次有給休暇の取得促進を行いました。

(実績)

計画開始時（平成27年度）実績 7.9日

計画終了時（平成29年度）実績 10.4日

- (3) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置として、健康上の理由で通勤が困難な者、妊娠中の者等を対象とした、在宅勤務制度を平成29年7月より導入しています。



北海道内のくるみん認定企業一覧

【平成30年6月30日現在】

認定企業名	所在地	認定年	備考
株式会社 HDC	札幌市	2018年	
SCSK北海道 株式会社	札幌市	2018年	
マックスバリュ北海道 株式会社	札幌市	2018年	
株式会社 ニトリ	札幌市	2018年	
株式会社 NTT東日本ー北海道	札幌市	2018年・2009年	2回認定
北電興業 株式会社	札幌市	2017年	
イオン北海道 株式会社	札幌市	2017年	
株式会社 ドコモCS北海道	札幌市	2017年	
株式会社 ナスカコンピュータ	札幌市	2017年	
社会福祉法人 札幌報恩会	札幌市	2017年	
社会福祉法人 光寿会	帯広市	2017年	
医療法人社団 五稜会病院	札幌市	2016年・2012年	2回認定
北海道総合通信網 株式会社	札幌市	2016年	
医療法人社団 函館脳神経外科	函館市	2016年	
株式会社 アインファーマシーズ	札幌市	2015年	
北海道瓦斯 株式会社	札幌市	2015年	
国立大学法人 旭川医科大学	旭川市	2015年	
医療法人 喬成会	石狩市	2015年	
北海道電力 株式会社	札幌市	2015年	
日本アクセス北海道 株式会社	札幌市	2015年	
医療法人社団 愛心館	札幌市	2015年	
社会医療法人 医仁会 中村記念病院	札幌市	2015年	
医療法人社団 博愛会	帯広市	2015年	
扶洋薬品 株式会社	札幌市	2015年	
株式会社 フヨウサキナ	札幌市	2015年	
日本アイビーエム・ソリューション・サービス 株式会社	札幌市	2015年 2012年・2008年	3回認定
株式会社 北洋銀行	札幌市	2015年 2013年・2007年	3回認定

北海道労働局でくるみん認定した企業数は「38社」となりました。本表は、最近の認定を受けた企業から順に、三年度分を記載しています。それ以前の認定企業名は厚生労働省のホームページをご覧ください。また、くるみん認定マークは一例です。

事業主の皆さまへ

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から
働き方改革関連法が順次施行されます

Point

1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point

2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point

3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

相談窓口のご案内

法律のしくみ

■ 働き方改革関連法に関する相談については、以下の相談窓口をご活用ください。

労働基準監督署 労働時間相談・支援コーナー	時間外労働の上限規制や年次有給休暇などに関する相談に応じます。 ▶検索ワード：労働基準監督署 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
都道府県労働局 【パートタイム労働者、有期雇用労働者関係】 雇用環境・均等部（室） 【派遣労働者関係】 需給調整事業部（課・室）	正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）の間の不合理な待遇差の解消に関する相談に応じます。 ▶検索ワード：都道府県労働局 http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

課題解決の支援

■ 働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、以下の相談窓口をご活用ください。

働き方改革 推進支援センター	働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：働き方改革推進支援センター http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000198331.html
産業保健総合支援 センター	医師による面接指導等、労働者の健康確保に関する課題について、産業保健の専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：産業保健総合支援センター https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/sodan/tabid/122/Default.aspx
よろず支援拠点	生産性向上や人手不足への対応など、経営上のあらゆる課題について、専門家が相談に応じます。 ▶検索ワード：よろず支援拠点 https://yorozu.smrj.go.jp/
商工会 商工会議所 中小企業団体中央会	経営改善・金融・税務・労務など、経営全般にわたって、中小企業・小規模事業者の取組を支援します。 ▶検索ワード：全国各地の商工会WEBサーチ http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754 ▶検索ワード：全国の商工会議所一覧 https://www5.cin.or.jp/ccilist ▶検索ワード：都道府県中央会 https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm
ハローワーク	求人充足に向けたコンサルティング、事業所見学会や就職面接会などを実施しています。 ▶検索ワード：ハローワーク http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/
医療勤務環境改善支援 センター	医療機関に特化した支援機関として、個々の医療機関のニーズに応じて、総合的なサポートをします。 ▶検索ワード：いきサポ https://iryou-kinmukankyoku.mhlw.go.jp/information/

その他

その他の相談窓口
